

# 遊育

'22 No. 20  
10/24

U-iku

The Biweekly Magazine  
for Education and Care

平成8年2月7日 第三種郵便物認可 2022年10月24日発行 第30巻第20号 毎月第2・第4月曜日発行

送迎バスでの点呼確認、安全装置装備を義務付け  
就学前指針で素案のイメージ案を基に論議  
教育・保育給付の請求書を標準化／子ども・子育て会議  
東京の民間保育施設で0・1歳の定員割れ拡大



# 就学前指針の構成イメージ案で論議

## 「こどもの幸せ」の理念が抜けているとの意見も

こども家庭庁設立準備室は10月13日、第3回「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会（座長 秋田喜代美・学習院大学文学部教育学科教授）を開き、指針素案の構成イメージ案について論議した。素案では、全ての人で共有したい理念として「安心・安全の確保が第一に優先されている」など5つと、理念を踏まえ指針として共有したい具体的事項や充実させていくべき取組といった体系が提示された。こども基本法の立法化に携わった自見はなこ・内閣府大臣政務官からは、こども基本法の目的とする「こどもの幸せ」が素案から抜けているのではないかと注文を付けた。

### 【指針素案の構成イメージ案】

就学前のこどもの育ちに係る指針（仮称）は、こども基本法の理念を実現するための土台でこどもの育ちに關わる全ての人で共有し、就学前のこどもの育ちに係る施策全体に関する大綱との位置付けとする。

全ての人で共有したい理念としては、こどもの権利の保障や意見の尊重、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時間であり、全てのこどもについて生まれてから就学するまで切れ目なく保障するなどとしている。

その上で、これまでの議論を踏まえたキーワードから、①安心・安全の確保が第一に優先されている（貧困や虐待等、事故防止）、②こどもの意見が尊重され、主体性が大事にされる、③どこに居ても教育・保育の質が保障されている、④特性や背景は、多様性として尊重されている（インクルーシブな環境や外国にルーツのあるこども支援など）、⑤家庭も、保育者等も、地域や国も、全ての人がこの指針を共有し育ちを保障している（伴走型の子育て支援など）、といった5つの理念に整理している。

さらに、これらの理念を実現するために全ての人で具体的に共有したいこととの関係を体系的に整理。I生まれ

る前から就学するまでを通じて5つの理念を実現するために、全ての人で共有したい考え方（科学的な知見から言えることを含む）、II子どもの育てに關わる全ての人々の指針として共有したい具体的事項、IIIこどもの育ちの保障に向けて充実させていくべき取組、理念を出発点に具体的事項や取組へとつながる構造を提起している。

続いて、Iの全ての人で共有したい考え方について構造化。親が親になる前、生まれる前、就学直前、小学校就学との時間軸に対応して、(1)全ての人で共有したい、育ちの過程に応じたこどもの姿と主な特徴、(2)こどもの育ちに關わる人で共有したい考え方、(3)その時期の保護者の状態と必要な支えを整理する。

Iの理念を出発点とすることで、IIこどもの育ちに關わる全ての人々の指針として共有したい具体的事項や、IIIこどもの育ちの保障に向けて充実させていくべき取組が立ち現れてくるといった図式を描いている。IIの指針の具体的事項については、国や自治体に求められること、施設に求められること、地域社会で求められること、施設に求められること、地域社会で求められることといった形で分類・整理する。

理して示すことも想定されている。

また、指針の策定に当たり、懇談会委員以外にも当事者や有識者から意見を聴取。それらのエッセンスも参考資料として提示された。今後も、随時、関係者の意見を幅広く求めていく予定にしている。

#### 【委員からの意見】

5つの理念を整理し、そこから指針として共有したい具体的事項を整理して示した点には、多くの委員から分りやすくなったと評価されたが、「5つの理念については、順序性や優先度が考えられているのか」などの疑問も出された。

明和政子委員（京都大学大学院教育学研究教授）は、「まず理念が掲げられ、その上に指針があるという構造は分かりやすく評価できる」と評価。多様性の認識について、肌の色が違うという感覚は新生児からあるものの、コミュニケーションの経験によって4・5歳くらいには消えるといった研究があることを紹介し、どの時期にどのよう多様性を発達させるのかといった時間軸を考える必要性を挙げ、研究者としてそのエビデンスを示す役割があるとの認識を示した。

一方で、副座長でもある大豆生田委員（玉川大学教育学部幼児発達学科教授）は、「子どもの発達には連続性があるが、一方で多様性もある。寝返り一つとっても、一人ひとり違う。そのことをきちんと踏まえた上で書かれる必要がある。保育所保育指針では、（法令化されるときに）「概ね〇〇歳」といった表記をやめた」などとして、子どもの発達の姿を表現する難しさを指摘。「『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』についても、発達の表記に通じる落とし穴があり、説明する言葉としての有効性はあるが、保護者に簡単に示すと誤解を生みかねない」などと言及し、保育所保育指針や幼稚園教育横領等は、保育の現場で使うためのものであり、地域や家庭は保育現場と違うという点も含めた検討が必要な旨を訴えた。

このほか、「全ての人が指針を共有することは大事だが、それは大人だけに求められるのではなく子ども自身にも求められる」、「『切れ目ない』支援といった言葉が使われているが、その「切れ目」とは医療と福祉か、福祉と保育か、年齢か整理する必要があるのではないか」、「全ての人が考える

を共有するためには、カナダでノーバディズパーフェクト（完璧な親なんていない）という言葉が広がっているように、社会が子育ての大変さを理解する必要があるのではないか」「バイオ・サイコ・ソーシャル（医学的・心理学的・社会的）の視点で、声にならない子どもの意見をくみ取ることが大事」などの意見も出されていた。

#### 【自見政務官の発言】

一方、自見政務官は、「資料は素案のイメージ案で決まったものではない」との認識を示し、今後、検討すべき課題を提起。自身が子ども基本法を成立させた事務局だったことを紹介しながら、素案で理念として掲げられた内容に子ども基本法で重視した「こどもの幸せ」が盛り込まれていないとして、「子どもが幸せと感じられる土台作りより安全だけが先に立つのはどうか」などと、理念の優先順位等についてさらに議論する必要があるのではないかと投げかけた。また、「教育・保育の質」との文言について、時系列を考えないと「保育・教育の質」となるのではないかなど指摘。子ども基本法を基に基本的指針が策定されるよう議論の充実を求めた。